

## 七尾市ぽい捨て等を防止する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市ぽい捨て等を防止する条例（平成26年七尾市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告及び命令)

第2条 条例第11条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第3条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事実及び命令の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(環境美化指導員)

第4条 市長は、条例第14条に規定する過料の処分に係る事務その他環境美化に関する事務を行わせるため、七尾市環境美化指導員を置く。

(過料処分の手続)

第5条 市長は、条例第14条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書（様式第3号）によりその旨を告知し、期限を定めて、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、弁明書（様式第4号）を提出して行わなければならない。ただし、市長が口頭で行うことを認める場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第14条の規定により過料の処分をするときは、過料処分決定通知書（様式第5号）により、当該処分を受ける者に通知するものとし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第14条第1号の規定に該当する者 5千円
- (2) 条例第14条第2号の規定に該当する者 1万円

(3) 条例第14条第3号の規定に該当する者 5千円

(その他)

第6条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

様

七尾市長



勸告書

七尾市ばい捨て等を防止する条例第11条第1項の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の理由	七尾市ばい捨て等を防止する条例（ <input type="checkbox"/> 第7条、 <input type="checkbox"/> 第8条、 <input type="checkbox"/> 第9条）の規定に違反するため。
場所	七尾市
勸告の内容	
履行期限	年 月 日

(裏)

七尾市ぽい捨て等を防止する条例（抜粋）

（ぽい捨ての禁止）

第7条 市民等は、空き缶等をぽい捨てしてはならない。

（廃棄物の投棄の禁止）

第8条 市民等は、廃棄物の投棄をしてはならない。

（飼い犬等のふんの放置の禁止）

第9条 市民等は、飼い犬等を連れているときは、当該飼い犬等がしたふんを回収しなければならない。

（指導、勧告及び命令）

第11条 市長は、第7条、第8条又は第9条に違反した者に対し、原状回復、違反の是正その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を執ることを命ずることができる。

様式第2号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

七尾市長



命 令 書

下記について、必要な措置をとるよう勧告をしましたが、年 月 日現在、  
いまだに改善がされていませんので、七尾市ぼい捨て等を防止する条例第11条第2項の  
規定により、必要な措置をとるよう命令します。

勧告を行った日	年 月 日
勧告の理由	七尾市ぼい捨て等を防止する条例（ <input type="checkbox"/> 第7条、 <input type="checkbox"/> 第8条、 <input type="checkbox"/> 第9条）の規定に違反するため。
場所	七尾市
勧告の内容	
履行期限	年 月 日

教示

- 1 この命令に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、七尾市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この命令に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に七尾市（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として当該命令の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、提起することができます。

第 号  
年 月 日

告 知 書

氏名	様
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話

七尾市長



あなたは、次の行為を行いました。

日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	七尾市
行為の内容	<input type="checkbox"/> 公共の場所におけるぼい捨て <input type="checkbox"/> 公共の場所における廃棄物の投棄 <input type="checkbox"/> 公共の場所における飼い犬等のふんの放置

これは、七尾市ぼい捨て等を防止する条例（第7条、第8条、第9条）の規定に違反し、同条例第14条の規定により過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	
弁明の期限	年 月 日 ( )
提出先	

注1 あなたに代わって、弁明の手続きに関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。その場合は、委任状を提出してください。また、代理人がその資格を失ったときは、その旨を書面で提出してください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）七尾市長

弁 明 書

氏名	
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	自宅・勤務先・携帯電話
弁明の内容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり弁明します。
提出期限	年 月 日（ ）
提出先	

第 号  
年 月 日

過料処分決定通知書

氏名	様
住所	
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話

七尾市長



あなたは、次のとおり七尾市ばい捨て等を防止する条例（第7条、第8条、第9条）の規定に違反する行為を行いました。

日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	七尾市
行為の内容	<input type="checkbox"/> 公共の場所におけるばい捨て <input type="checkbox"/> 公共の場所における廃棄物の投棄 <input type="checkbox"/> 公共の場所における飼い犬等のふんの放置
過料の額	円

七尾市ばい捨て等を防止する条例第14条の規定により、上記金額の過料に処することを決定しましたので、七尾市ばい捨て等を防止する条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

現金又は納入通知書によりお支払いください。

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、七尾市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に七尾市（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）を被告として当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、提起することができます。